

食品中のカドミウム規格基準を巡る動きについて

○ 3月現在の状況

- 厚生労働大臣からの諮問(2月9日付)を受け、食品安全委員会において食品健康影響評価を実施中。

(諮問事項)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、米のカドミウムの成分規格を改正すること。

<成分規格改正案>

米(玄米及び精米)のカドミウムの成分規格として、カドミウム及びその化合物にあつては、Cdとして0.4ppmを超えて含有するものであつてはならない。

(参考)

○ 規格基準改正の標準的な手続き (食品安全委員会答申以降)

